政令第百十八号

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「二百九十六人」を「三百人」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百十九号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第三項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「四万四千百四十円」を「四万五千五百円」に改め、同条第二項中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「一万四百二十円」を「一万七百五十円」に改め、同条第三項中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「六千二百五十円」を「六千四百五十円」に改める。

第二条の四第三項中「〇・〇二三五八〇四」を「〇・〇二四三〇〇七」に改め、同条第四項中「〇・〇〇三六三六四」を「〇・〇〇三七四八三」に改め、同条第五項中「〇・〇〇二一七四八」を「〇・〇〇二二四四八」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「三万五千七百六十円」を「三万六千八百六十円」に、「五万三千七百円」を「五万五千三百五十円」に改める。

第九条の二中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「一万五千二百二十円」を「一万五千六百九十円」に改める。

第十条の二中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「二万七千九百八十円」を「二万八千八百四十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「令和五年四月」を「令和六年四月」に、「一万五千二百二十円」を「一万五千六百九十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当（次項において「児童扶養手当」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項から第五項までの規定は、令和六年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条、第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「三百二十六万円」を「三百四十七万円」に、「四百八十九万円」を「五百二十二万円」に改め、同条第二号中「百六十三万円」を「百七十四万円」に改め、同条第三号ニ中「五万二千五百円」を「五万四千円」に改める。

第二十一条中「附則第八条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

第二十八条第一項中「一年」を「六月」に改め、同条第三項第一号中「月額十万円（」を削り、「期間」の下に「が十二月以上である場合にあつては月額十万円（当該期間」を加え、「十二月」を「十二月間」に改め、「十四万円）」の下に「、当該期間が十二月未満である場合にあつては月額十四万円」を加え、同項第二号中「月額七万五百円（」を削り、「期間」の下に「が十二月以上である場合にあつては月額七万五百円（当該期間」を加え、「十二月」を「十二月間」に改め、「十一万五百円）」の下に「、当該期間が十二月未満である場合にあつては月額十一万五百円」を加える。

第二十九条第二項第一号中「一年」を「六月」に改める。

第三十一条の四の二中「附則第九条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

第三十一条の五第一号中「三百二十六万円」を「三百四十七万円」に、「四百八十九万円」を「五百二十二万円」に改め、同条第二号中「三百六十三万円」を「三百七十四万円」に改め、同条第三号ニ中「五万二千五百円」を「五万四千円」に改め、同条第十二号中「三十一万円」を「三十二万円」に改める。